2　欠格事由　1の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
⑴　日本の国籍を有しない者
⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者
第5　試験種目、出題分野等
1　第1次試験　基礎能力試験及び作文試験
⑴　対象者　受験申込者全員
⑵　方法
ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。
イ　作文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。
なお、作文試験の評定結果は、第1次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験の成績と総合する。
⑶　試験期日　平成30年9月9日（日）
⑷　試験地　東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、奈良市、大津市、和歌山市、名古屋市、津市、岐阜市、福井市、金沢市、富山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市、仙台市、福島市、山形市、盛岡市、秋田市、青森市、札幌市、函館市、旭川市、釧路市、高松市、徳島市、高知市及び松山市。
㈱　試験場は、原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。
⑸　第1次試験合格者発表　平成30年10月4日（木）に、全国のこの試験の受験申込先となっている地方裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
2　第2次試験　人物試験
⑴　対象者　第1次試験の合格者
⑵　方法　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。
⑶　試験期日　平成30年10月12日（金）から同月25日（木）までの間で、第1次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日
⑷　試験地　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に掲げる試験地とする。ただし、第1次試験を受験した試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄内にある場合の当該受験者の試験地は、第1次試験と同一の試験地とする。
㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試験地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市　神戸市　奈良市　大津市　和歌山市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市　岐阜市　福井市　金沢市　富山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市　岡山市　鳥取市　松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　佐賀市　長崎市　大分市　熊本市　鹿児島市　宮崎市　那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市　山形市　盛岡市　秋田市　青森市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市　旭川市　釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　徳島市　高知市　松山市

3　最終合格者発表　平成30年11月9日（金）に、全国のこの試験の受験申込先となっている地方裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
第6　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法
採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。
第7　受験申込手続
1　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合
⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）
⑵　申込受付期間　平成30年7月10日（火）午前10時00分から同月19日（木）まで
なお、申込みは、平成30年7月19日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
2　申込書を郵送する方法による申込みの場合
⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験案内請求（一般職試験（高卒者））」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を同封する。
⑵　受験申込先　第1次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所
⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。
なお、封筒の表に「一般職試験（裁判所事務官）受験」と朱書する。
⑷　申込受付期間　平成30年7月10日（火）から同月13日（金）まで
なお、平成30年7月13日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
3　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真1枚を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。
4　受験申込後の試験地等の変更の禁止　受験申込後は、申込みをした試験の種類、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。
第8　その他
1　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758）に行うこと。
2　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
3　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人竹田勝紀の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。
平成30年5月16日　前橋地方法務局

元当局所属公証人土屋靖之の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。
平成30年5月16日　前橋地方法務局